

平成30年度 豊岡市農業委員会農地法等申請受付期間

農地法許可申請等の受付期間は、毎月1日から5日までの間です。
但し、土曜日・日曜日・祝日等休業日は除き、5日が休業日の場合は翌営業日までとします。

| 年 | 月 | 申請受付日 | 総会開催予定日 |
|-----|-----|-------------------------------|---------|
| 30年 | 9月 | 3日(月)、4日(火)、5日(水) | 25日(火) |
| | 10月 | 1日(月)、2日(火)、3日(水)、4日(木)、5日(金) | 24日(水) |
| | 11月 | 1日(木)、2日(金)、5日(月) | 26日(月) |
| | 12月 | 3日(月)、4日(火)、5日(水) | 21日(金) |
| 31年 | 1月 | 4日(金)、7日(月) | 24日(木) |
| | 2月 | 1日(金)、4日(月)、5日(火) | 25日(月) |
| | 3月 | 1日(金)、4日(月)、5日(火) | 25日(月) |

- ※1 申請期間内に申請書、添付書類が揃わないと受理できませんので、事前に調整の上、受付日までに窓口で相談されることをお勧めします。
- ※2 特に、農地転用許可申請につきましては、兵庫県知事の許可が必要なため、兵庫県が定めている「兵庫県農地転用許可基準」「農地法第4・5条許可申請書添付書類等」を確認のうえ、申請書、添付書類に不備や不足がないよう余裕をもって手続きをお願いします。また、申請に際して、他法令との調整等が必要になる場合があるため、事前に調整の上、窓口で相談をお願いします。
- ※3 受付後、総会までの間に申請地の現地調査を実施しますのでご承知おき下さい。なお、立会いは不要です。
- ※4 事前相談にお越しの際は、電話等で担当者の予定を確認頂きますようお願いします。